融資商品説明書

令和6年5月1日現在

商品名	リフォームローン(1-10)
ご利用いただける方	・次の条件をすべて満たす個人の方。 (1)申込時満２０歳以上６５歳以下の方。 (2)同一勤務先に２年以上勤務あるいは同一事業２年以上営業の方。 (3)安定、継続した収入があり、前年度税込み年収が２００万円以上の方。 (4)当金庫の会員資格を有する方。 ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。 (5)(株)オリエントコーポレーションの保証が受けられる方。
お使いみち	・リフォーム関連資金（増改築・修繕・電化対応・バリアフリー対応等の資金） 但し、対象は自己居住用で本人または同居家族の所有物件とします。 ・諸費用（保証料）
ご融資金の交付	・ご融資金は原則として、工事契約先等へ振込となります。
ご融資金額	・１０万円以上１，０００万円以内（１万円単位）。
ご返済期間	・１５年以内(６ヶ月単位)。
ご融資利率	・変動金利。当金庫所定の金利を適用させていただきます。 ・変動金利は、自金庫長期プライムレートを基準金利とします。 ・ご融資利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、毎年４月１日と１０月１日を基準日として年２回行うものとし、各基準日における基準金利とその直前における基準日（借入日後、最初に到来する基準日の場合は、借入日）の基準金利の差をもってご融資利率を引上げまたは引下げるものとします。 それぞれの変更後のご融資利率は、４月１日基準は６月返済分から、１０月１日基準は１２月返済分から適用となります。
ご返済方法	・毎月元利均等分割返済とします。 ご融資金額の５０％以内で６ヶ月ごとの増額返済(１万円単位)の併用もできます。
ご返済比率	・原則、本ローンを含む総返済金（他の借入予定分も含む。）の年間返済額が前年年収の４０％以内とします。尚、本人年収には、配偶者または生計を共にし同居する親あるいは子１名に限り、申込人の年収の１／２を限度として所得合算することができます。
担　　保	・不要です。
連帯保証人	・原則不要です。ただし、以下の場合は必要となります。 (1)所得合算を行う場合は、合算者を連帯保証人とさせていただきます。 (2)原則、物件の共有者を連帯保証人とさせていただきます。 (3)その他、保証会社が求めた場合は必要となります。
保 証 料	・保証料率は次の３種類から保証会社が決定し、融資実行時に一括前払いで保証会社へお支払いいただきます。 【ご融資金額１００万円の場合の一括払い保証料例（円）】

保証料率	３年	５年	１０年	１５年
年０．９５％	14,700	24,300	48,600	73,300
年１．３０％	20,100	33,300	66,900	101,200
年１．６０％	24,800	41,100	82,700	125,400

生命保険	・団体信用生命保険のご加入は任意です。 ただし、加入される場合は保険料相当率をご融資利率に上乗せさせていただきます。
手 数 料 等	・不要です。

萩山口信用金庫

融資商品説明書

令和6年5月1日現在

商品名	リフォームローン(1-10)
会　　員	・当金庫のご融資総額が７００万円を超える場合は、会員になっていただきます。
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置･･･本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部（9時～17時、電話:083-922-2700）までお申し出ください。 ・紛争解決措置･･･東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。 上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
そ の 他	・審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承願います。 ・ご融資利率やご返済の試算等につきましては当金庫本支店窓口にお問合せください。

萩山口信用金庫